

公共施設照明LED化事業に関する事業契約を締結したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第3頁の規定に基づき、その内容を公表する。

令和6年10月1日

加賀市長 宮元 陸

- 1 公共施設等の名称
加賀市市民会館以下16施設
- 2 公共施設等の立地
加賀市大聖寺南町ニ11番地5以下16箇所
- 3 選定事業者の商号又は名称
石川県加賀市山代温泉北部1丁目4番地
合同会社TEAMY KG
代表社員 山口電設株式会社 職務執行者 山口 尚彦
- 4 公共施設等の整備等の内容
照明LED化及び関連する維持管理業務
- 5 契約期間
令和6年10月1日から令和18年3月31日
- 6 契約金額
金854,000,000円
（うち消費税及び地方消費税の額 金68,320,000円）
- 7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、以下の事業契約書の条項のとおりである。

第2節 本件施設等の引渡し前の契約解除等

(本件施設等の引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等)

第47条 (発注者の任意解除権)

- 1 発注者は、業務が完了するまでの間は、必要があるときは、本事業契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定により本事業契約を解除した場合、受注者に損害及び解除に伴う追加費用（合理的な金融費用、違約金を含む。）を賠償しなければならない。

第48条 (発注者の催告による解除権)

発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本事業契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が本業務委託契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 整備期間内に整備業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 維持管理業務の全部又は一部の遂行を放棄し、要求水準書等の内容に従った維持管理業務を行わないとき。
- (3) 正当な理由がなくて着手すべき時期を過ぎても本業務に着手しないとき。
- (4) 発注者の承諾なく、本業務の全部又は主たる部分を一括して、社員以外の第三者に委託し、又は請け負わせたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約不適合に対する履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、本事業契約に違反したとき。

第49条 (発注者の催告によらない解除権)

- 1 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本事業契約を解除することができる。
 - (1) 第66条の規定に違反して委託料に係る債権を譲渡したとき。
 - (2) 本事業契約を履行することができないことが明らかであるとき。
 - (3) 受注者が本事業契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者の本事業契約の一部の履行が不能である場合又は受注者が本事業契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が本事業契約の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みが

ないことが明らかであるとき。

- (7) 本業務の履行が著しく困難になったことその他やむを得ないと認められる事由によって、受注者が本事業契約の解除を申し入れたとき。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料に係る債権を譲渡したとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 社員の役員が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 社員の役員が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 社員の役員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 社員の役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (10) 受注者が本事業契約に関して、次のいずれかに該当したとき。
 - ア 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。
 - イ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求棄却又は訴却下の判決が確定したとき。
 - ウ 受注者（受注者が合同社員の場合にあつては、社員、社員の役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しく

は第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

- 2 受注者は、前項の規定により本事業契約を解除されたときは、発注者に対してその損害の賠償を求めることはできない。

第50条 （発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

発注者は、第48条又は前条第1項に規定する場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定により契約を解除することができない。

第51条 （受注者の催告による解除権）

受注者は、発注者が本事業契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本事業契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本事業契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第52条 （受注者の催告によらない解除権）

受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本事業契約を解除することができる。

- (1) 契約の内容を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 契約の履行の中止期間の累積日数が、履行期間の実日数の10分の5を超えたとき。ただし、不可抗力によるものを除く。

第53条 （受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

受注者は、第51条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。